

**【インキュベンチャー助成に関する Q&A】**

1. 本助成制度における用語の定義について

Q1 「インキュベンチャー」とは何ですか？

A1 「インキュベーション」と「ベンチャー」とを併せた造語です。

Q2 貴財団の「インキュベーション助成」とは、どんな制度ですか？

A2 公益性の高い優れた新製品・新技術をベースに、市場に新しい付加価値を提供することを目的に起業化を目指す、ふ化間近い方を支援する制度です。

Q3 貴財団の「ベンチャー助成」とは、どんな制度ですか？

A3 公益性の高い優れた新製品・新技術をベースに、市場に新しい付加価値を提供する起業化して間もない事業者を支援する制度です。

2. 応募資格・対象プロジェクトについて

Q4 注目テーマとは何ですか？

A4 当財団として社会性、公共性が高いと判断しているテーマです。

Q5 日本国籍は必要ですか？

A5 日本国籍は応募の必須条件とさせて頂いております。

Q6 共同で事業化を目指す場合でも応募できますか？

A6 共同の場合は共同で申請してください。

Q7 個人商店等の開業を考えていますが、応募対象となりますか？

A7 原則としてなりません。

3. 助成金の使途について

Q8 人件費に充てても良いですか？

A8 申請者（本人、共同者）自身の人件費に充てる事は認めておりません。

Q9 いわゆる「オーバーヘッド」の取扱いについてお聞かせ下さい。

A9 当財団としては大学・研究機関に依るオーバーヘッドの徴収は認めていません。

Q10 開発に関わる外注への委託は認められますか？

A10 対象プロジェクトの実施に直接必要なものであれば認められます。

#### 4. 応募手続

Q11 申請書はどのように入手すればよいですか？

A11 当財団のホームページの申請書一覧よりダウンロードしてご使用下さい。

<https://ogasawarazaidan.or.jp>

「助成事業」 → 「インキュベンチャー助成事業」

Q12 申請書および添付資料の提出は、どのようにすればよろしいですか？

A12 郵送でお願いします。直接の持参はご遠慮いただいております。

#### 5. 申請書の記入方法について

Q13 申請書の記入にあたり、会社設立前なので「資本金」「役員」の欄の記入ができませんが？

A13 記入は不要です。

Q14 まだ決算をむかえていないので、決算書類等が添付提出できないのですが？

A14 会社設立前の方、決算期をむかえられていない会社の方は、提出は不要です。

Q15 財務の内容が、まだあまりよくないのですが？

A15 ベンチャーなので、財務情報だけで判断することはありません。公益性、将来性を重視します。

Q16 知的財産権の取得および他社の知的財産権の侵害調査は、必須でしょうか？

A16 必ずしも必須ではないですが、当財団では今後の申請プロジェクトの事業展開上、重要な項目の一つとして考えています。

#### 6. その他

Q17 助成金の返金がありますか？

A17 原則としてありません。但し、信義誠実の原則に反し、申請手続・使途において虚偽申告・不正等が、後日判明した場合には全額返金していただく場合があります。

ります。

Q18 追加資料の提出要請はありますか？

A18 申請内容の理解を深めるために、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

応募書類送付先・お問い合わせ先

〒108-0014

東京都港区芝5丁目27番6号 泉田町ビル4階

公益財団法人 小笠原敏晶記念財団 米村

TEL 03-5476-2174

メールアドレス [contact-tech@ogasawarazaidan.or.jp](mailto:contact-tech@ogasawarazaidan.or.jp)

以上